

アレルギー物質を含む食品に関する表示について

平成 16 年 12 月 27 日

厚生労働省医薬食品局

食品安全部基準審査課

アレルギー物質を含む食品に関する表示については、平成13年4月より特定原材料（卵、乳、小麦、そば、落花生の5品目）を使用している場合はそれらを含む旨の表示を義務とし、特定原材料に準ずるもの（えび、かに、大豆など19品目）を使用している場合はそれらを含む旨の表示を推奨してきた。

今般、制度開始より約3年経過したことから、アレルギー物質を含む食品の表示についての見直しが、「食品の表示に関する共同会議（薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同開催）」において平成16年2月より行われ、7月23日に開催された同会議において、「アレルギー物質を含む食品に関する表示について 検討報告書」※がとりまとめられた。

その後、本報告書及び「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」に対して寄せられた意見（パブリックコメント）等を踏まえ、アレルギー物質を含む食品に関する表示の見直しについて、11月16日に表示部会において御審議いただいた。

この一連の見直しを経て、平成16年12月24日に「アレルギー物質を含む食品の表示について」（食安発第1224002号食品安全部長通知。）を発出したので、報告する。

アレルギー物質を含む食品に関する表示の見直しの主なポイントは下記のとおりである。

- 推奨品目（特定原材料に準ずるもの）にバナナを加える→計20品目となる。
 - ・義務品目（特定原材料）は5品目を維持
 - ・ごまについてはさらなる調査を実施するとともに、えびについては詳細な研究を開始
- 特定原材料などを使用していない旨の表示を新規に促進する。
例：「本品はたまご及び大豆を使用していません」
- 特定原材料等の文字の大きさや色を変えることが可能になる。
例：「原材料名 さば、みそ（小麦・大豆を含む）、砂糖、調味料（アミノ酸等）」

※「アレルギー物質を含む食品に関する表示について 検討報告書」については、HP から入手することができる。

URL は次のとおり。 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/s0723-12.html>



食安発第1224002号
平成16年12月24日

各 都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

アレルギー物質を含む食品の表示について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づくアレルギー物質を含む食品の表示については、「食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成13年3月15日付け食発第79号厚生労働省医薬食品局食品保健部長通知。以下「13年通知」という。）、「アレルギー物質のコンタミネーション防止対策等の徹底について」（平成15年11月18日付け食安基発第1118001号及び食安監発第1118001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長及び監視安全課長連名通知）等により指導をお願いしてきたところである。

今般、「食品の表示に関する共同会議」（厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物質規格調査会表示小委員会の共同開催）により、本年7月にまとめられた「アレルギー物質を含む食品に関する表示について 検討報告書」を踏まえ、アレルギー疾患を有する者の健康危害の発生を防止する観点から、下記のとおり13年通知の一部改正を行うこととしたので、貴管内関係者に対する周知をお願いする。

なお、平成17年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるものについては、本通知による改正後の13年通知（以下「改正13年通知」という。）にかかわらず、なお従前の例によることができるが、当該日以前に製造され、加工され、又は輸入されるものであっても、可能なものについては、改正13年通知に基づく表示を行うよう努めらるるよう、周知の際には御留意願いたい。

記

- 1 第2の2の（5）の①中の「鶏肉」の下に「、バナナ」を加え、「19」を「20」に改める。
- 2 第2の2の（6）の⑩を次のとおり改める。

⑩ 原材料として特定原材料及び特定原材料に準ずるものを使用していない食品を製造等する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することが指摘されており、これが原因となりアレルギー疾患を有する者に健康危害が発生するおそれが懸念されている現状を踏まえ、他の製品の原

材料中の特定原材料及び特定原材料に準ずるものが製造ライン上で混入しないよう当該製造ラインを十分に洗浄する、特定原材料及び特定原材料に準ずるものを含まない食品から順に製造する、又は可能な限り専用器具を使用するなど、製造者等がコンタミネーションを防止するための対策の実施を徹底すべきであること。

また、これらのコンタミネーション防止対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合については、アレルギー疾患を有する者に対する注意喚起表示を引き続き推奨するものであること。

3 第2の2の(6)中「⑬」を「⑰」とし、⑱の次に次の四号を加える。

- ⑬ 特定原材料に準ずるものについては、表示が義務付けられておらず、その表示を欠く場合、アレルギー疾患を有する者は当該食品が「特定原材料に準ずるものを使用していない」又は「特定原材料に準ずるものを使用しているが、表示がされていない」のいずれであるかを正確に判断することができず、食品選択の可能性が狭められているとの指摘がなされているため、「特定原材料に準ずるものを含むであろう」とアレルギー疾患を有する者が社会通念に照らし認識する食品については、当該特定原材料に準ずるものを使用せずに当該食品を製造等した場合、当該特定原材料に準ずるものを使用していない旨を表示することが制度の本旨から望ましいことであること。なお、特定原材料に準ずるものを「使用していない」旨の表示は、「含んでいない」ことを必ずしも意味するのではなく、特定原材料に準ずるものの使用の有無について表示者が適切に確認したことを意味するものであること。

また、いわゆる一括表示枠外での記載やホームページ等を活用して、特定原材料に準ずるものについても表示対象としているか否か、情報提供を行うことも有用であること。

なお、特定原材料についても、特定原材料に準ずるものと同様に取り扱われたいこと。

- ⑭ 原材料表示のうち特定原材料及び特定原材料に準ずるものに係る表示の視認性を高め、アレルギー疾患を有する者が適切に判断できるようにする方策として、優良誤認表示に当たらないよう配慮しつつ、製造者等がそれらの表示の文字の色や大きさ等を変えたり、いわゆる一括表示枠外に別途強調表示する等の任意的な取組を容認すること。
- ⑮ 食品産業団体等は、特定原材料を含む旨の義務表示を遵守することはもちろん、特定原材料に準ずるものを表示の対象とする製造者等の割合の向上を図るとともに、会員等に対し本制度に係る研修を実施するなど、自主的な取組を推進することが求められること。
- ⑯ 対面販売や外食産業に係る事業者によって販売される食品は、特定原材料の表示義務を課すものではないが、品書き、メニュー等を通じ、アレルギー疾患を有する者に対する情報提供を充実させるための自主的な取組を講ずることが望ましいこと。

4 別添1の表を次のように改める。

別添1

特定原材料等の代替表記方法リスト

省令に定められた5品目について

特定原材料	認められる代替表記	特定加工食品		
		特定原材料名又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例	特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料を使った食品であることが予測できる表記	左に掲げる表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが予測できる表記
(省令で定められた品目)	表記方法や言葉が違うが、特定原材料と同一であるということが理解できる表記			
卵	玉子 たまご タマゴ エッグ 鶏卵 あひる卵 うずら卵	(表記例) 厚焼玉子 ハムエッグ 卵黄 卵白	マヨネーズ オムレツ 目玉焼 かに玉 オムライス 親子丼	(表記例) チーズオムレツ からしマヨネーズ
小麦	こむぎ コムギ	(表記例) 小麦粉 こむぎ胚芽	パン うどん	(表記例) ロールパン 焼きうどん
そば	ソバ	(表記例) そばがき	なし	なし
落花生	ピーナッツ	(表記例) ピーナッツバター ピーナッツクリーム	なし	なし

※なお、乳を原材料とする食品については、乳等省令と整合性をとる必要があるため、次のような分類となる。

省令で定められた品目	種 類 別	種類別表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例	一般的に乳又は乳製品を使った食品であることが予測できる表記	左に掲げる表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが予測できる表記
乳	生乳 牛乳 特別牛乳 部分脱脂乳 脱脂乳 加工乳 クリーム（乳製品） バター バターオイル チーズ 濃縮ホエイ（乳製品） アイスクリーム類 濃縮乳 脱脂濃縮乳 無糖れん乳 無糖練乳 無糖脱脂れん乳 無糖脱脂練乳 加糖れん乳 加糖練乳 加糖脱脂れん乳 加糖脱脂練乳 全粉乳 脱脂粉乳 クリームパウダー（乳製品） ホエイパウダー（乳製品） たんぱく質濃縮ホエイパウダー（乳製品） バターミルクパウダー 加糖粉乳 調製粉乳 発酵乳 はっ酵乳 乳酸菌飲料 乳飲料	（表記例） アイスクリーム ガーリックバター レーズンバター バターソース カマンベールチーズ パルメザンチーズ プロセスチーズ ブルーチーズ コーヒー牛乳 牛乳がゆ	生クリーム ヨーグルト アイスミルク ラクトアイス ミルク	（表記例） フルーツヨーグルト ミルクパン

通知に定められた20品目について

通知で定められた品目	表記方法や言葉が違うが、特定原材料に準ずるものと同じであるということが理解できる表記	特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例	特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料に準ずるものを使った食品であることが予測できる表記	左に掲げる表記を含むことにより、特定原材料に準ずるものを使った食品であることが予測できる表記
あわび	アワビ	(表記例) 煮あわび		
いか	イカ	(表記例) いかフライ イカ墨	するめ スルメ	(表記例) 焼きスルメ
いくら	イクラ すじこ スジコ	(表記例) いくら醤油漬 塩すじこ		
えび	エビ 海老	(表記例) えび天ぷら サクラエビ	なし	なし
オレンジ		(表記例) オレンジソース オレンジジュース	なし	なし
かに	カニ 蟹	(表記例) 上海がに マツバガニ カニシューマイ	なし	なし
キウイフルーツ	キウイ	(表記例) キウイジャム キウイソース	なし	なし
牛肉	牛 ビーフ ぎゅうにく ぎゅう肉 牛にく	(表記例) 牛すじ 牛脂 ビーフコロッケ	なし	なし
くるみ	クルミ	(表記例) くるみパン くるみケーキ	なし	なし
さけ	鮭 サケ サーモン しゃけ シャケ	(表記例) 鮭フレーク スモークサーモン 紅しゃけ 焼鮭	なし	なし
さば	鯖 サバ	(表記例) さば節 さば寿司	なし	なし
大豆	だいず	(表記例)	醤油	(表記例)

	ダイズ	大豆煮 大豆たんぱく 大豆油 脱脂大豆	味噌 豆腐 油揚げ 厚揚げ 豆乳 納豆	麻婆豆腐 納豆巻き 豆乳ケーキ 豆腐ハンバーグ 凍豆腐 いりどうふ
鶏肉	とりにく とり肉 鳥肉 鶏 鳥 とり チキン	(表記例) 焼き鳥 ローストチキン 鶏レバー チキンブイヨン チキンスープ 鶏ガラスープ	なし	なし
バナナ	ばなな	(表記例) バナナジュース	なし	なし
豚肉	ぶたにく 豚にく ぶた肉 豚 ポーク	(表記例) ポークウインナー 豚生姜焼 豚ミンチ	とんかつ トンカツ	なし
まつたけ	松茸 マツタケ	(表記例) 焼きまつたけ まつたけ土瓶蒸し	なし	なし
もも	モモ 桃 ピーチ	(表記例) もも果汁 黄桃 白桃 ピーチペースト もも缶詰	なし	なし
やまいも	山芋 ヤマイモ 山いも	(表記例) 千切りやまいも	とろろ ながいも	(表記例) とろろ汁
りんご	リンゴ アップル	(表記例) アップルパイ リンゴ酢 焼きりんご りんご飴	なし	なし
ゼラチン		(表記例) 板ゼラチン 粉ゼラチン	なし	なし

5 別添2の表を次のように改める。

別添2

特定原材料等の範囲(日本標準分類より)

特定原材料等として、25品目を定めるに当たり、各々の範囲を指定する必要があります。

そこで、今回「日本標準商品分類(総務省統計局統計基準部編)」を基に、該当する範囲の設定を試みました。

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
卵	70	31	食用鳥卵	鶏卵	
	70	32	"	あひるの卵	
	70	33	"	うずらの卵	
	70	39	"	その他の食用鳥卵	
	73	3111	鶏卵の加工製品	液鶏卵	全液鶏卵
	73	3112	"	"	卵白液鶏卵
	73	3113	"	"	全黄液鶏卵
	73	3121	"	粉末鶏卵	全粉鶏卵
	73	3122	"	"	卵白粉鶏卵
	73	3124	"	"	卵黄粉鶏卵
	73	313	"	鶏卵加工冷凍食品	
	73	319	"	その他の鶏卵加工製品	
	73	391	その他の加工卵製品	あひるの卵の加工製品	
	73	392	"	うずらの卵の加工製品	
小麦	69	2311	小麦	国内産小麦	普通小麦
	69	2312	"	"	強力小麦
	69	2321	"	外国産小麦	普通小麦
	69	2322	"	"	準強力小麦
	69	2323	"	"	強力小麦
	69	2324	"	"	デュラム小麦
	69	521	小麦粉	強力小麦粉	
	69	522	"	準強力小麦粉	
	69	523	"	薄力小麦粉	
	69	524	"	普通小麦粉	
	69	525	"	デュラムセモリナ	
	69	5291	"	その他の小麦粉	特殊小麦粉
	69	5299	"	"	他に分類されない小麦粉
そば 落花生	69	532	そば粉		
	69	4811	落花生	大粒落花生	大粒落花生さやみ
	69	4812	"	"	大粒落花生むきみ
	69	4821	"	小粒落花生	小粒落花生さやみ
	69	4822	"	"	小粒落花生むきみ
あわび いか	69	489	"	その他の落花生	
	71	271	あわび類	あわび	
	71	311	いか類	ぼたるいか類	
	71	312	"	するめいか類	
	71	3131	"	やりいか類	やりいか
	71	3132	"	"	けんさきいか
	71	3133	"	"	あおりいか
	71	3139	"	"	その他のやりいか類
	71	3141	"	こういか類	はりいか
	71	3142	"	"	しりやけいか(まいか)
	71	3143	"	"	もんごういか
	71	3149	"	"	その他のこういか類
	71	3191	"	その他のいか類	みみいか
	71	3192	"	"	ひめいか
いくら	71	3193	"	"	つめいか
	71	3199	"	"	他に分類されないいか類
えび	74	1496	塩蔵魚介類	その他の塩蔵魚介類	すじこ
	74	1497	"	"	いくら
	71	3311	えび類	くるまえび類	くるまえび
	71	3312	"	"	ふとみぞえび
	71	3313	"	"	くまえび
	71	3314	"	"	たいしょうえび
	71	3319	"	"	その他のくるまえび類
	71	3321	"	しばえび類	よしえび
	71	3322	"	"	しばえび
	71	3323	"	"	あかえび
	71	3324	"	"	とらえび
	71	3329	"	"	その他のしばえび類
	71	3331	"	さくらえび類	さくらえび
	71	3339	"	"	その他のさくらえび類
	71	3341	"	てながえび類	てながえび
	71	3342	"	"	すじえび
	71	3349	"	"	その他のてながえび類
	71	3351	"	小えび類	ほっかいえび
	71	3352	"	"	てっぽうえび